

香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第11号

香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則の一部を改正する規則

香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則（昭和40年香川県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）第23条及び令第38条において準用する令第23条の規定に基づき、母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付けについて必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）第23条（児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号。以下「改正令」という。）附則第4条第10項において準用する場合を含む。）及び令第38条において準用する令第23条の規定に基づき、母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付けについて必要な事項を定めるものとする。
(母子福祉資金の貸付けの申請) 第4条 略 (1)～(7) 略 (8) 略 ア～ウ 略 エ 失業している場合 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第19条第3項の規定により公共職業安定所の長が交付する雇用保険受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）の写し。ただし、受給資格者証を得られない者にあっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）第22条第1項の証明書、退職辞令の写しその他の離職したことを証する書類（以下「離職証明書類」という。） (9)・(10) 略 (11) 令第7条第12号に規定する結婚資金の貸付けを受けようとするときは、婚姻を証する書類	(母子福祉資金の貸付けの申請) 第4条 法第13条第1項の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、母子福祉資金貸付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 (1)～(7) 略 (8) 令第7条第8号に規定する生活資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 ア～ウ 略 エ 失業している場合 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第19条第2項の規定により公共職業安定所の長が交付する雇用保険受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）の写し。ただし、受給資格者証を得られない者にあっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）第22条第1項の証明書、退職辞令の写しその他の離職したことを証する書類（以下「離職証明書類」という。） (9)・(10) 略 (11) 改正令附則第4条第1項に規定する特例児童扶養資金（以下「特例児童扶養資金」という。）の貸付けを受けようとするときは、平成14年

(12) 略

(据置期間の延長)

第8条 令第8条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子寡婦福祉資金据置期間延長申請書（第7号様式）に市町長の発行する被災証明書又はその事実を証明することのできる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 略

(氏名、住所等の変更)

第9条 略

2~4 略

5 知事は、令第7条第3号から第5号まで又は第8号に規定する修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者が、県の区域（高松市の区域を除く。第28条において同じ。）外に住所を変更したときにおいても、当該資金の貸付けを継続して行うものとする。

(母子福祉資金貸付金の増額)

第11条 現に令第7条第3号から第5号まで又は第8号に規定する修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者は、その母子福祉資金貸付金の額が同条第3号から第5号まで又は第8号に定める限度額に満たない場合において、増額を必要とする事由が生じたときは、当

7月分及び申請日の属する月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当の額（同法第5条第2項の規定により加算した額を除く。）の確認に必要な書類

(12) 略

(据置期間の延長)

第8条 令第8条第5項又は改正令附則第4条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子寡婦福祉資金据置期間延長申請書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 令第8条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとするときは、市町長の発行する被災証明書又はその事実を証明することのできる書類

(2) 改正令附則第4条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとするときは、申請者の前年及び前々年（当初の据置期間の最終日の翌日が1月から7月までの間にあるときは、前々年及びその前年）の所得（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定により計算した所得をいう。）について市町村長の発行する証明書並びに扶養する児童の状況を証明する書類

2 略

(氏名、住所等の変更)

第9条 略

2~4 略

5 知事は、令第7条第3号、第4号、第5号若しくは第8号に規定する修学資金、技能習得資金、修業資金若しくは生活資金又は特例児童扶養資金の貸付けを受けている者が、県の区域（高松市の区域を除く。第28条において同じ。）外に住所を変更したときにあっても、当該資金の貸付けを継続して行うものとする。

(母子福祉資金貸付金の増額)

第11条 現に令第7条第3号、第4号、第5号若しくは第8号に規定する修学資金、技能習得資金、修業資金若しくは生活資金又は特例児童扶養資金の貸付けを受けている者は、その母子福祉資金貸付金の額が同条第3号、第4号、第5号若しくは第8号又は改正令附則第4条第2項に定める限度額に満たない場合において、増額を必要とする事由が生じたときは、当

該限度額の範囲内において、当該母子福祉資金貸付金の増額を申請することができる。

2 略

(母子福祉資金貸付金の辞退及び減額)

第13条 現に令第7条第3号から第5号まで又は第8号に規定する修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者は、いつでも、母子寡婦福祉資金貸付辞退申出書（第11号様式）又は母子寡婦福祉資金減額申出書（第12号様式）により県福祉事務所長に、将来に向かって母子福祉資金貸付金の貸付けを受けることを辞退し、又は母子福祉資金貸付金を減額することを申し出ることができる。

2 略

(貸付けの停止)

第14条 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けている者は、令第12条の規定により貸付けが将来に向かってやめられるべき事由が生じたときは、速やかに、母子寡婦福祉資金借主資格喪失届（第13号様式）を県福祉事務所長に届け出なければならない。

2 略

3 県福祉事務所長は、令第12条の規定により母子福祉資金貸付金の貸付けを停止したときは、その旨を第1項又は前項に規定する届出義務者に通知しなければならない。

4 知事は、令第13条の規定により将来に向かって母子福祉資金貸付金の貸付けをやめる場合においては、その旨を当該母子福祉資金貸付金の貸付けをやめる者に通知しなければならない。

(一時償還)

第15条 県福祉事務所長は、令第16条の規定により一時償還の請求をするときは、その旨を母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者に通知しなければならない。

(償還金の支払猶予)

額に満たない場合において、増額を必要とする事由が生じたときは、当該限度額の範囲内において、当該母子福祉資金貸付金の増額を申請することができる。

2 略

(母子福祉資金貸付金の辞退及び減額)

第13条 現に令第7条第3号、第4号、第5号若しくは第8号に規定する修学資金、技能習得資金、修業資金若しくは生活資金又は特例児童扶養資金の貸付けを受けている者は、いつでも、母子寡婦福祉資金貸付辞退申出書（第11号様式）又は母子寡婦福祉資金減額申出書（第12号様式）により県福祉事務所長に、将来に向かって母子福祉資金貸付金の貸付けを受けることを辞退し、又は母子福祉資金貸付金を減額することを申し出ることができる。

2 略

(貸付けの停止)

第14条 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けている者は、令第12条又は改正令附則第4条第6項の規定により貸付けが将来に向かってやめられるべき事由が生じたときは、速やかに、母子寡婦福祉資金借主資格喪失届（第13号様式）を県福祉事務所長に届け出なければならない。

2 略

3 県福祉事務所長は、令第12条又は改正令附則第4条第6項の規定により母子福祉資金貸付金の貸付けを停止したときは、その旨を第1項又は前項に規定する届出義務者に通知しなければならない。

4 知事は、令第13条（改正令附則第4条第10項において準用する場合を含む。）の規定により将来に向かって母子福祉資金貸付金の貸付けをやめる場合においては、その旨を当該母子福祉資金貸付金の貸付けをやめる者に通知しなければならない。

(一時償還)

第15条 県福祉事務所長は、令第16条（改正令附則第4条第10項において準用する場合を含む。）の規定により一時償還の請求をするときは、その旨を母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者に通知しなければならない。

(償還金の支払猶予)

第16条 令第19条第1項の規定による償還金の支払猶予を受けようとする者は、母子寡婦福祉資金償還猶予申請書（第14号様式）により県福祉事務所長に申請しなければならない。

2 略

（寡婦福祉資金の貸付けの申請）

第18条 略

（1）～（10） 略

(11) 令第36条第12号に規定する結婚資金の貸付けを受けようとするときは、婚姻を証する書類

(12) 略

（氏名、住所等の変更等）

第23条 第9条及び第10条の規定は、寡婦福祉資金貸付金に係る氏名、住所等の変更及び休学等の届出について準用する。この場合において、第9条第1項中「法第13条」とあるのは「法第32条第1項において準用する法第13条第1項及び第3項」と、「次項及び第3項」とあるのは「第23条において準用する第9条第2項及び第3項」と、「令第9条第3項」とあるのは「令第38条において準用する令第9条第3項」と、「第14条第1項及び第2項」とあるのは「第26条において準用する第14条第1項及び第2項」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第23条において準用する第9条第1項」と、第10条中「令第7条第3号」とあるのは「令第36条第3号」と読み替えるものとする。

（寡婦福祉資金貸付金の増額）

第24条 現に令第36条第3号から第5号まで又は第8号に規定する修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者は、その寡婦福祉資金貸付金の額が同条第3号から第5号まで又は第8号に定める限度額に満たない場合において、増額を必要とする事由が生じたときは、当該限度額の範囲内において、当該寡婦福祉資金貸付金の増額を申請するこ

第16条 令第19条第1項又は改正令附則第4条第8項の規定による償還金の支払猶予を受けようとする者は、母子寡婦福祉資金償還猶予申請書（第14号様式）により県福祉事務所長に申請しなければならない。

2 略

（寡婦福祉資金の貸付けの申請）

第18条 法第32条第1項において準用する法第13条第1項の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、寡婦福祉資金貸付申請書（第16号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（1）～（10） 略

(11) 略

（氏名、住所等の変更等）

第23条 第9条及び第10条の規定は、寡婦福祉資金貸付金に係る氏名、住所等の変更及び休学等の届出について準用する。この場合において、第9条第1項中「法第13条」とあるのは「法第32条第1項において準用する法第13条第1項及び第3項」と、「次項及び第3項」とあるのは「第23条において準用する第9条第2項及び第3項」と、「令第9条第3項」とあるのは「令第38条において準用する令第9条第3項」と、「第14条第1項及び第2項」とあるのは「第26条において準用する第14条第1項及び第2項」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第23条において準用する第9条第1項」と、同条第5項中「令第7条第3号、第4号、第5号若しくは第8号」とあるのは「令第36条第3号、第4号、第5号又は第8号」と、「若しくは生活資金又は特例児童扶養資金」とあるのは「又は生活資金」と、第10条中「令第7条第3号」とあるのは「令第36条第3号」と読み替えるものとする。

（寡婦福祉資金貸付金の増額）

第24条 現に令第36条第3号、第4号、第5号又は第8号に規定する修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者は、その寡婦福祉資金貸付金の額が同条第3号、第4号、第5号又は第8号に定める限度額に満たない場合において、増額を必要とする事由が生じたときは、当該限度額の範囲内において、当該寡婦福祉資金貸付金の増額を申請

とができる。

2 略

(準用規定)

第26条 第13条から第17条までの規定は、寡婦福祉資金貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第13条第1項	令第7条第3号から第5号まで又は第8号	令第36条第3号から第5号まで又は第8号
略		
第14条第1項及び第3項	令第12条	令第38条において準用する令第12条（第2項第2号及び第3号を除く。）
略		
第14条第4項	令第13条	令第38条において準用する令第13条
第15条	令第16条	令第38条において準用する令第16条
第16条第1項	令第19条第1項	令第38条において準用する令第19条第1項

することができる。

2 略

(準用規定)

第26条 第13条から第17条までの規定は、寡婦福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第13条第1項	令第7条第3号、第4号、第5号若しくは第8号	令第36条第3号、第4号、第5号又は第8号
	若しくは生活資金又は特例児童扶養資金	又は生活資金
略		
第14条第1項及び第3項	令第12条又は改正令附則第4条第6項	令第38条において準用する令第12条（第2項第2号及び第3号を除く。）
	略	
第14条第4項	令第13条（改正令附則第4条第10項において準用する場合を含む。）	令第38条において準用する令第13条
第15条	令第16条（改正令附則第4条第10項において準用する場合を含む。）	令第38条において準用する令第16条
第16条第1項	令第19条第1項又は改正令附則第4条第8項	令第38条において準用する令第19条第1項

略

第1号様式（第4条関係）

母子福祉資金貸付申請書				
略				
現在の負債の状況	種類			
	借入金額	円	円	円
	借入年月日	年月日	年月日	年月日
	未償還額	円	円	円
	償還完了予定年月日	年月日	年月日	年月日
	借入先			
母子及び寡婦福祉法による母子福祉資金（ <u> </u> 資金）の貸付けを受けた いので、関係書類を添えて申請します。				
年　月　日				
香川県知事 殿				
<u>貸付申請者</u> 住所 氏名 ㊞				
<u>連帯借主</u> 住所 氏名 ㊞				
<u>法定代理人</u> 住所 氏名 ㊞				
<u>連帯保証人</u> 住所 氏名 ㊞				
略				

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 保証人が複数である場合は、摘要の欄に記入してください。
3 連帯保証人の欄は、連帯保証人を立てるときにのみ記入してください。
 4 口座番号の欄は、右詰で記入してください。
 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

略

第1号様式（第4条関係）

母子福祉資金貸付申請書				
略				
現在の負債の状況	種類			
	借入金額	円	円	円
	借入年月日	年月日	年月日	年月日
	未償還額	円	円	円
	償還完了予定年月日	年月日	年月日	年月日
	借入先			
<u>児童扶養資金又は特例児童扶養資金の借入状況</u>	<u>借入期間</u>	<u>借入額</u> <u>(月額)</u>	<u>借入都道府県市名</u>	<u>児童扶養手当証書の記号・番号</u>
	年月日～年月	円(　円)		
	年月日～年月	円(　円)		
母子及び寡婦福祉法による母子福祉資金（ <u> </u> 資金）の貸付けを受けた いので、関係書類を添えて申請します。				
年　月　日				
香川県知事 殿				
<u>貸付申請者</u> 住所 氏名 ㊞				
<u>連帯借主又は法定代理人</u> 住所 氏名 ㊞				
<u>連帯保証人</u> 住所 氏名 ㊞				
略				

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 保証人が複数である場合は、摘要の欄に記入してください。
3 口座番号の欄は、右詰で記入してください。
 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第4号様式（第5条関係）

母子福祉資金（団体）貸付申請書							
※ 県処理事項	受付	第 号	決 定	第 号	貸 付 け	第 号	
略							

第5号様式（第7条、第21条関係）

(日本工業規格A4判)

母子寡婦福祉資金借用書

資 金 名		貸 付 決 定 日	年 月 日
貸 付 番 号			
借 用 金 額	総 額	円	
	月 額	円	
利 子			
貸 付 期 間	年 月 から	年 月 まで	
償 還 期 間	年 月 から	年 月 まで	
償 還 方 法	償還 回	初回以降 円 最 終 回 円	

上記のとおり借用します。

ついては、香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則及び「母子寡婦福祉資金借用書特約条項」を守り、相違なく償還します。

また、母子寡婦福祉資金の貸付制度について説明を受け、その内容について理解しました。

年 月 日

香川県知事 殿

借 主 住 所
氏 名 ㊞
連 帯 借 主 住 所
氏 名 ㊞
法定代理人 住 所
氏 名 ㊞

上記の資金の借用について、香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則及び「母子寡婦福祉資金借用書特約条項」を守り、借主と連帶して債務を負担します。

また、母子寡婦福祉資金の貸付制度について説明を受け、その内容について理解しました。

連 帶 保 証 人 住 所
氏 名 ㊞

注 1 未成年者の押印した印を除き、借主、連帶借主、法定代理人及び連帶保証人の押印した印の印鑑登録証明書を添付してください。

2 連帶保証人の欄は、連帶保証人を立てるときにのみ記入してください。

第4号様式（第5条関係）

母子福祉資金（団体）貸付申請書

※ 県処理事項	受付	第 号	決 定	第 号	貸 付 け	第 号
略						

第5号様式（第7条、第21条関係）

(日本工業規格A4判)

母子寡婦福祉資金借用書

資 金 名		貸 付 決 定 日	年 月 日
貸 付 番 号			
借 用 金 額	総 額	円	
	月 額	円	
利 子			
貸 付 期 間	年 月 から	年 月 まで	
償 還 期 間	年 月 から	年 月 まで	
償 還 方 法	還 償 回	初回以降 円 最 終 回 円	

上記のとおり借用します。

ついては、母子及び寡婦福祉法及びこれに基づく命令等の規定に従い、相違なく償還します。

年 月 日

香川県知事 殿

借 主 住 所
氏 名 ㊞
連 帯 借 主 住 所
法定代理人 氏 名 ㊞

上記の資金の借用について、母子及び寡婦福祉法及びこれに基づく命令等の規定を承知の上、借主と連帶して債務を負担します。

連 帯 保 証 人 住 所
氏 名 ㊞

注 未成年者の押印した印を除き、借主及び連帶借主は法定代理人並びに連帶保証人の押印した印の印鑑登録証明書を添付してください。

第6号様式（第7条、第21条関係）

(日本工業規格A列4番)

母子寡婦福祉資金（団体）借用書

資金名		貸付決定日	年月日
貸付番号			
借用金額		総額	円
月額		円	円
利子			
貸付期間	年月から	年月まで	
償還期間	年月から	年月まで	
償還方法	償還回	初回以降 最終回	円 円

上記のとおり借用します。

については、香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則及び「母子寡婦福祉資金（団体）借用書特約条項」を守り、相違なく償還します。

また、母子寡婦福祉資金の貸付制度について説明を受け、その内容について理解しました。

年月日

香川県知事 殿

借主	主たる事務所
	の所在地
	名称
連帯借主	代表者の氏名
	㊞
	理事 住所
	氏名
	㊞
	理事 住所
	氏名
	㊞
	理事 住所
	氏名
	㊞

注 1 理事の全員について本紙に記入することができない場合は、別紙に記入して添付してください。

2 代表者及び理事の押印した印の印鑑登録証明書を添付してください。

第6号様式（第7条、第21条関係）

(日本工業規格A列4番)

母子寡婦福祉資金（団体）借用書

資金名		貸付決定日	年月日
貸付番号			
借用金額		総額	円
月額		円	円
利子			
貸付期間	年月から	年月まで	
償還期間	年月から	年月まで	
償還方法	還償回	初回以降 最終回	円 円

上記のとおり借用します。

については、母子及び寡婦福祉法及びこれに基づく命令等の規定に従い、相違なく償還します。

年月日

香川県知事 殿

借主	主たる事務所
	の所在地
	名称
連帯借主	代表者の氏名
	㊞
	理事 住所
	氏名
	㊞
	理事 住所
	氏名
	㊞
	理事 住所
	氏名
	㊞

注 1 理事の全員について本紙に記入することができない場合は、別紙に記入して添付してください。

2 代表者及び理事の押印した印の印鑑登録証明書を添付してください。

第7号様式（第8条、第22条関係）

(日本工業規格A列4番)

貸付番号

母子寡婦福祉資金据置期間延長申請書

次のとおり、母子福祉資金（ 資金）の据置期間の延長を申請します。

1 貸付決定額 金 円（月額） 円

2 貸付期間 年 月から 年 月まで

3 延長前の据置期間 年 月から 年 月まで

4 延長後の据置期間 年 月から 年 月まで

5 据置期間の延長を
申請する理由

年 月 日

香川県知事 殿

借主住所

氏名

㊞

連帯借主住所

氏名

㊞

法定代理人住所

氏名

㊞

連帯保証人住所

氏名

㊞

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第7号様式（第8条、第22条関係）

(日本工業規格A列4番)

貸付番号

母子寡婦福祉資金据置期間延長申請書

次のとおり、母子福祉資金（ 資金）の据置期間の延長を申請します。

1 貸付決定額 金 円（月額） 円

2 貸付期間 年 月から 年 月まで

3 延長前の据置期間 年 月から 年 月まで

4 延長後の据置期間 年 月から 年 月まで

5 据置期間の延長を
申請する理由

年 月 日

香川県知事 殿

借主住所

氏名

㊞

法定代理人住所

氏名

㊞

連帯保証人住所

氏名

㊞

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第10号様式（第11条、第24条関係）

(日本工業規格A列4番)

貸付番号

母子寡婦福祉資金増額申請書

次のとおり、母子寡婦福祉資金（　　資金）の増額を申請します。

1 貸付決定額 金 円 (月額) 円)

2 増額金額 金 円 (月額) 円)

3 増額の始期 年 月から

4 增額を申請する理由

年 月 日

香川県知事 殿

借 主 住 所

氏名 ㊞

連帶借主住所

氏名 ㊞

法定代理人住所

氏名 ㊞

連帯保証人住所

氏名 ㊞

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第10号様式（第11条、第24条関係）

(日本工業規格A列4番)

貸付番号

母子寡婦福祉資金増額申請書

次のとおり、母子寡婦福祉資金（　　資金）の増額を申請します。

1 貸付決定額 金 円 (月額) 円)

2 増額金額 金 円 (月額) 円)

3 増額の始期 年 月から

4 増額を申請する理由

年 月 日

香川県知事 殿

借 主 住 所

氏名 ㊞

連帶借主又は住所

法定代理人 氏名 ㊞

連帯保証人住所

氏名 ㊞

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第14号様式（第16条、第26条関係）

(日本工業規格A列4番)

貸付番号

母子寡婦福祉資金償還猶予申請書

次のとおり、母子 寡婦 福祉資金（　　資金）の償還の猶予を申請します。

1 貸付決定額 金 円 (月額) 円)

2 貸付年月日 年 月 日

3 債還の猶予期間 年 月から 年 月まで

4 債還の猶予を申請
する理由

年 月 日

県福祉事務所長 殿

申請者 住 所
氏 名

㊞

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第14号様式（第16条、第26条関係）

(日本工業規格A列4番)

貸付番号

母子寡婦福祉資金償還猶予申請書

次のとおり、母子 寡婦 福祉資金（　　資金）の償還の猶予を申請します。

1 貸付決定額 金 円 (月額) 円)

2 貸付年月日 年 月 日

3 債還の猶予期間 年 月から 年 月まで

4 債還の猶予を申請
する理由

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

㊞

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第16号様式（第18条関係）

寡婦福祉資金貸付申請書									
略									

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 保証人が複数である場合は、摘要の欄に記入してください。
- 3 連帯保証人の欄は、連帯保証人を立てるときにのみ記入してください。
- 4 口座番号の欄は、右詰で記入してください。
- 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第16号様式（第18条関係）

寡婦福祉資金貸付申請書									
略									

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 保証人が複数である場合は、摘要の欄に記入してください。
- 3 口座番号の欄は、右詰で記入してください。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第17号様式（第19条関係）

寡婦福祉資金（団体）貸付申請書									
※ 県処理事項	受付	第 号	決 定	第 号	貸 付	第 号	第 号	第 号	第 号
略									

第17号様式（第19条関係）

寡婦福祉資金（団体）貸付申請書									
※ 県処理事項	受付	第 号	決 定	第 号	貸 付	第 号	第 号	第 号	第 号
略									

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。